

令和元年10月改訂

破産予納金納付についての御協力をお願い

代理人弁護士 各位

第3民事部破産同時廃止係(早期面接)

当係では、破産手続開始及び同時廃止決定は、破産予納金の納付が確認された後に行うこととしておりますが、早期面接手続の面接において、面接当日に決定をすることが可能と判断されたにもかかわらず、面接当日に破産予納金が納付されないために決定をすることができない事案が見受けられます。

早期面接手続は、弁護士に対する信頼を基礎として、代理人弁護士申立てによる自己破産手続について、できるだけ速やかに破産手続を開始しようとする運用であり、その制度趣旨にかんがみれば、面接当日に決定がされることを前提として、破産予納金については、遅くとも面接当日に納付ができるように準備をしていただいた上で、面接に臨んでいただくことが相当であると思われまます。

つきましては、早期面接手続を利用される代理人におかれましては、遅くとも面接の当日に破産予納金の納付ができるように準備をしていただいた上で、面接に臨んでいただくよう御協力をお願いします。早期面接時に破産予納金(同時廃止の場合は1万1,859円)を御持参いただければ、当庁12階の出納課保管金係において即時納付が可能です。

また、申立後の進行により、納付された予納金の一部または全部を還付する場合がありますので、保管金予納手続時には事前還付手続きも併せて行うようご協力ください。

なお、予納金の納付は電子納付も可能ですので御利用ください。